

伊豆の国市開発行為に関する工事検査要領

(趣旨)

第1 この要領は、伊豆の国市開発行為等事務処理の手引き第 12 条(工事完了の検査)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第2 検査は、中間検査及び完了検査とする。

2 中間検査は、工事施工中において必要と認められる場合、適宜行う検査をいう。

3 完了検査は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 36 条第 1 項に規定する、工事完了の届出があった場合において行う検査をいう。

(中間検査)

第3 中間検査は、施行区域の安全に密接に関連のある工種の中間工程における施行管理の状況、品質管理状況及び施行地区周辺との関連を把握するため行うものとする。

2 中間検査の実施に当たっては、開発行為に係る検査の方法及び静岡県の定める土木工事検査技術基準により行うものとする。

(完了検査)

第4 完了検査は、開発行為に関する工事が完了し、工事完了届出書(帰属すべき公共施設にあっては、公共施設工事完了届出書)に必要な図書を添付して提出された場合、遅滞なくこれを実施しなければならない。なお、必要な図書のなかの品質管理表については、別表3により必要な図書を添付するものとする。

2 完了検査は、施行区域の安全及び機能に重大な影響を及ぼすものを主体に適宜行う。

3 工事完了届出書には、着手前、竣工後及び代表的な工種の施工状況が分かる写真を添付し、その他撮影した写真は検査時に検査員に提示する。

(検査員)

第5 検査員は、当該案件の技術審査を担当した職員がこれにあたる。ただし法第 32 条の規定により同意を得た、帰属すべき公共施設に係る検査は、これを所管する担当課長が選任する職員がこれに当たる。

(検査の方法)

第6 施行の状況及び施工内容の検査については、設計図書と照合して行うほか、別表1の検査基準によりその適否を検査するものとする。なお、この検査基準に含まれないものについては、静岡県の定める土木工事検査技術基準により行うものとする。

2 検査は、計画平面図等設計図書に基づいて確認するが、現地の状況等により変更施工しているものについては、その変更が些細な変更で、計画の同一性を失わず、かつ、災害の防止上及び機能上支障を来さないものである場合には、変更施工の出来高により検討するものとし、許可を要しない。

(手直し工事等)

第7 検査の結果、設計図書と相違する箇所が発見された場合は、検査結果書により手直し工事を命ずる場合がある。ただし、敷地の機能、維持上支障を来さないと認められる軽微なものについては、検査員の判定により指示事項とする。

(写真の整備)

第8 基礎工事等工事の進捗により明視できない部分については、別表2による「写真の整備方法」によ

り整備するものとする。

(違反に対する措置)

第9 法第 81 条に規定する違反事実がある場合は、同条の規定により必要な措置を講ずるものとし、その措置が完了した後改めて検査を行う。

(検査の復命)

第 10 検査員は、検査を終了したときは、その結果を速やかに開発行為に関する工事の完了検査結果書により、とりまとめておくものとする。

附 則

この要領は、平成 20 年4月1日から施行する。

別表1 検査基準

(1) 完了検査

工種	項目	方法	基準値
石積(張)工 ブロック積(張) 工	法長	原則、法長変化点で主として根入長を測定	-5cm
	法勾配	適宜測定	-0.5分以内
	胴・裏コンクリート	必要に応じ1箇所/500㎡程度で測定	-5cm
	裏込礫	適宜測定	-3cm
	水抜穴	適宜測定	検査員判定
擁壁コンクリート	法長	原則、法長変化点で主として根入長を測定	-5cm
	法勾配	適宜測定	-0.5分以内
	天端幅・敷幅	適宜測定	-3cm
盛土		高さが3m以上の場合は、沈下又は崩壊が生じないように盛土計画を事前に審査し、締め固め、段切り等の施工を検査	
道路	標準高	延長40mごとに道路中心線で測定	±3cm
	幅員	延長20mごと及び交差点部分を測定	+以上
調整池		出来高寸法により調整容量を測定	

(2) 中間検査

① 施行管理

工種	方法
許可条件	適切に遵守されているか確認
盛土及び切土	沈下又は崩壊が生じないように締め固め、段切り等が設計図書に基づき適切に実施されているか確認
石積、ブロック積 法長、法勾配 胴込、裏込 co 裏込礫 水抜穴	根入深の掘削及び写真判定 必要に応じ500㎡に1ヶ所程度、ブロックを抜き取り、形状を検査 透水層としての質、量、機能について確認 寸法、数量及び設置状況について確認
擁壁工	擁壁の前面で打継目をはさみ深さ1m程度の注水試験を行う。
管渠工	接合、マンホール等の取付及び縦断勾配を確認する。 埋設深度、埋戻しの適否の確認
側溝工	敷厚及び溝蓋受部の不陸等について確認
コンクリート柵工	線形のとおり支柱頭部の損傷の有無、両岸施工の際は柵工杭間隔を確認
路盤工	縦横断勾配、骨材、結合部の品質・形状・粒度、路盤の厚さ・不陸、亀裂等の適否について確認
橋梁	基準高、幅員、桁間隔、桁断面、横断勾配、高欄、地覆等を確認 コンクリートの品質は管理試験資料又はテストハンマー等によって確認 伸縮継手、支承部の取付状況、排水管その他付属部の状況確認

②現場管理

土砂及び地区内水の排水と周辺との関係、防災措置の確認

進入路、材料運搬通路の保全措置の確認、材料の保管状況の確認

③品質管理

養生、材料、土質試験等品質管理状況の確認

別表2 写真の整備方法

1) 写真の整理及び処理

- ①写真の大きさは、サービスサイズとすること。
- ②天災又は出水の際は、被災の状況及び出水の状況を撮影記録しておくこと。

2) 提出用写真の添付方法

- ①台紙の大きさは、A4判とすること。
- ②表紙には、次の事項を記入すること。
工事名、工事箇所、着手・竣工年月日、施工者名
- ③写真の添付は、最初に竣工写真を、次に着手前写真を添付し、対照し得るように整理すること。
工事中の写真は、各工種について施工の進捗状況に応じ代表的な各出来高(床掘、基礎、胴込、裏込、法長、型枠、組立、配筋及び型枠取外し後の出来上りの形状、寸法)を添付すること。

3) 各工種の撮影

①一般的事項

各出来高の撮影に当たっては、床掘の深さ・幅、胴込・裏込厚及び型枠取外し後の出来上り寸法が明確に判定できるよう箱尺等をあて、かつ工事名、工種、撮影年月日、位置、設計略図及び寸法等を記載した小黒板(40cm×50cm程度の黒板)をおいて撮影すること。

②工事着手前及び工事竣工写真

全景を原則とし、できるだけ4方向の同一位置から撮影すること。

③床掘

床掘の深さがわかるよう、水糸や箱尺等で確認し撮影すること。

④石積及び擁壁

延長40mに1か所程度の割合で基礎の工法、裏込厚、構造物の幅・高さ(法長)等を撮影する。構造物の幅は、法面に直角又は水平に、法長及び高さは埋戻し面より上で中間点まで撮影すること。

⑤管工

断面形状と全景が判明できるよう撮影すること。

⑥籠工

水中に没するものの詰石の大きさ・寸法等を撮影すること。

⑦橋台・橋脚工

水中に没する部分の形状寸法、配筋状況は必ず撮影すること。

別表3 品質管理表(完了検査時等に整備しておく書類)

レディーミクスト コンクリート	JIS 表示許可工場の製品 使用の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・JIS 表示許可書の写し ・配合報告書 ・配合計算書 ・骨材試験成績書 ・アルカリ骨材反応性試験成績表
	JIS 表示許可工場以外の 製品使用の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント施設概要書 ・計量機の検定済証明書 ・品質管理データ ・配合報告書 ・配合計算書 ・骨材試験成績書 ・アルカリ骨材反応性試験成績表 ・セメントの品質証明書
コンクリート		<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート強度試験成績報告書 ・コンクリート強度管理表 ・気温及びコンクリート打設記録表 ・コンクリート中の塩化物含有量測定表
そ の 他		<ul style="list-style-type: none"> ・AS コンクリート配合報告書 ・路盤材承認願 ・鋼材検査証明書 ・品質規格証明書(コンクリートブロック) ・二次製品等承認図書(グレーチング、マンホール、ガードレール等)